

令和元年 第5回

戸田市教育委員会定例会

令和元年9月18日（水）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第5回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第12号 自己情報部分開示決定処分について……………当日配付

(2) 議案

議案第6号 戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について……………1

議案第7号 戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…9

議案第8号 令和2年度当初教職員人事異動の方針について（案）……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和元年10月15日（火）午後2時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市奨学資金条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「奨学金の貸付けを受けようとする者」を「申請者」に改め、同項第3号中「親権者」を「申請者の世帯に属する全員」に改める。

第7条を削る。

第6条第1項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（借用証書の提出）

第4条 前条の規定により決定通知を受けた者は、直ちに親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金借用証書（第3号様式）に当該親権者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

第9条中「第9号様式）を教育委員会に」を「第10号様式）を」に改め、同条を第10条とする。

第8条第2項中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（借用金額の変更）

第8条 奨学生は、借用金額に変更が生じたときは、直ちに親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金借用証書（変更）（第8号様式）を提出しなければならない。

別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

第1号様式中「親権者及び」を「申請者の世帯に属する全員及び」に改める。

第7号様式を削る。

第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第4号様式とし、同様式の前に別記の1様式を加える。

第9号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を第9号様式とし、同様式の前に別記の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に貸付期間中の奨学資金に係る手続については、第4条中「前条の規定により決定通知を受けた者は」とあるのは、「奨学金の貸付期間が終了した奨学生は」と読み替えて同条の規定を適用する。

3 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市奨学資金条例施行規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第9号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市奨学資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 <u>奨学金の貸付けを受けようとする者は</u>、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金貸付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>親権者及び連帯保証人の市税完納証明書</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(誓約書の提出)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(申請)</p> <p>第2条 <u>申請者は</u>、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金貸付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>申請者の世帯に属する全員及び連帯保証人の市税完納証明書</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(借用証書の提出)</u></p> <p>第4条 <u>前条の規定により決定通知を受けた者は、直ちに親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金借用証書(第3号様式)に親権者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(誓約書の提出)</p>

改正前	改正後(案)
<p><u>第4条</u> 条例第6条の規定により誓約書を提出するときは、誓約書（<u>第3号様式</u>）によるものとする。</p> <p>（連帯保証人の変更）</p> <p><u>第5条</u> 条例第7条第3項の規定により連帯保証人変更の届出をするときは、連帯保証人変更届（<u>第4号様式</u>）によるものとする。</p> <p>（身上異動の届出）</p> <p><u>第6条</u> 奨学生は、条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、身上異動届（<u>第5号様式</u>）により届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 奨学生が死亡したときは、親族は直ちに奨学生死亡届（<u>第6号様式</u>）により届け出るものとする。</p> <p>（借用証書の提出）</p> <p><u>第7条</u> <u>奨学金の貸付期間が終了した奨学生は、直ちに親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金借用証書（第7号様式）を提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第5条</u> 条例第6条の規定により誓約書を提出するときは、誓約書（<u>第4号様式</u>）によるものとする。</p> <p>（連帯保証人の変更）</p> <p><u>第6条</u> 条例第7条第3項の規定により連帯保証人変更の届出をするときは、連帯保証人変更届（<u>第5号様式</u>）によるものとする。</p> <p>（身上異動の届出）</p> <p><u>第7条</u> 奨学生は、条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、身上異動届（<u>第6号様式</u>）により届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 奨学生が死亡したときは、親族は直ちに奨学生死亡届（<u>第7号様式</u>）により届け出るものとする。</p> <p>（借用金額の変更）</p> <p><u>第8条</u> <u>奨学生は、借用金額に変更が生じたときは、直ちに親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金借用証書（変更）（第8</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(返還の猶予)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定により、奨学金返還の猶予を受けようとする者は、別表に掲げる書類を添えて親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金返還猶予願 (<u>第8号様式</u>) を提出しなければならない。</p> <p>(返還の免除)</p> <p><u>第9条</u> 条例第14条の規定により、奨学金返還の免除(死亡のときを除く。)を受けようとする者は、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金返還免除願 (<u>第9号様式</u>) を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>号様式) を提出しなければならない。</u></p> <p>(返還の猶予)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2 前項の規定により、奨学金返還の猶予を受けようとする者は、別表に掲げる書類を添えて親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金返還猶予願 (<u>第9号様式</u>) を提出しなければならない。</p> <p>(返還の免除)</p> <p><u>第10条</u> 条例第14条の規定により、奨学金返還の免除(死亡のときを除く。)を受けようとする者は、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金返還免除願 (<u>第10号様式</u>) を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際、現に貸付期間中の奨学資金に係る手続については、第4条中「前条の規定により決定通知を受けた者は」とあるのは、「奨学金の貸付期間が終了した奨学生は」と読み替えて同条の規定を適用する。</u></p>

改正前	改正後(案)
別表 (略) 様式 (略)	<u>3 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市奨学資金条例施行規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第9号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u> 別表 (略) 様式 (略)

戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市入学準備金貸付条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「又は」を「、」に改め、「卒業見込証明書」の次に「又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格証明書」を加え、同項第4号中「申請人」を「申請人の世帯に属する全員」に改める。

第5条中「借用証書（第4号様式）を」を「借用証書（第4号様式）に当該借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて」に改める。

第1号様式中「卒業（見込）証明書」の次に「又は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書」を加え、「申請人及び」を「申請人の世帯に属する全員及び」に改める。

第4号様式を別記のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



借 用 証 書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

借 受 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

印

印

円

入学準備金として、上記金額を借用しました。

なお、返済については、戸田市入学準備金貸付条例を遵守し、遅滞なく返済することを誓約します。

私又は連帯保証人が入学準備金の返済を怠ったときは、私及び連帯保証人の財産、収入等について市から調査を受けることに同意します。

戸田市入学準備金貸付条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請人」という。)は、教育委員会の定める期間に次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(4) <u>申請人及び連帯保証人の市税完納証明書</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(借受人の手続)</p> <p>第5条 決定通知書の送付を受けた申請人(以下「借受人」という。)が貸付金を借り受ける場合は、入学しようとする学校の合格通知書の写し及び借用証書(第4号様式)を提出しなければな</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(申請の手続)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請人」という。)は、教育委員会の定める期間に次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卒業証明書、<u>卒業見込証明書又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格証明書</u></p> <p>(4) <u>申請人の世帯に属する全員及び連帯保証人の市税完納証明書</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(借受人の手続)</p> <p>第5条 決定通知書の送付を受けた申請人(以下「借受人」という。)が貸付金を借り受ける場合は、入学しようとする学校の合格通知書の写し及び<u>借用証書(第4号様式)に当該借受人及び連</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>らない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p><u>帯保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>

令和2年度当初教職員人事異動の方針について（案）

戸田市教育委員会は、ここに令和2年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、戸田市立小・中学校長を始め関係各位の積極的な取組を願いたい。

令和元年9月 日

戸田市教育委員会

令和2年度当初戸田市立小・中学校教職員人事異動の方針（案）

戸田市教育委員会

- 1 埼玉県教育委員会の「令和2年度当初教職員人事異動の方針」及び「令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」に基づき、埼玉県教育委員会及び各市町村教育委員会との緊密な連携の下、円滑、適正な人事異動を行い、本市学校教育の充実と進展を図る。
- 2 本市の現状を踏まえ、教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、長期的展望に立った人事異動を積極的に進める。
- 3 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先して行う。
- 4 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的かつ計画的に異動を行う。
- 5 新採用以来在職する教職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- 6 次の事項に該当する教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）については、原則として異動を行わない。
 - (1) 同一校在職3年未満の者
 - (2) 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - (3) 休職中の者
- 7 管理職候補者名簿登録者については、豊かな職務経験をさせるため、積極的に異動を行う。
- 8 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- 9 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。
- 10 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

資料 NO. 1

教育委員提案

令和元年第5回教育委員会(定例会)

令和元年9月18日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 夏季教職員研修について（仙波委員） 1
（教育政策室）
- ② 研究委嘱校の研究発表会について（土肥委員） 6
（教育政策室）

教職員夏季研修について

戸田市教育委員会
教育政策室

1 「教員に求められる資質能力」と夏季研修について

これからの時代の教員に求められる資質能力

教員としての使命感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力など従来必要とされてきた不易の能力に加え、

- キャリアステージに応じた資質能力を高める **自律性**
- 常に **探究心** や **学び続ける意識** を持つこととともに、 **情報を収集・選択・活用する能力** や **深く知識を構造化する力**
- 学校を取り巻く **新たな教育課題に対応できる力量** などがある。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会
これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）

1 「教員に求められる資質能力」と夏季研修について

これからの時代の教員に求められる資質能力

教員としての使命感、教育的実践的指導力、総合的人間力

- キャリアステージに応じた資質能力を高める
- 常に探究心や学習意欲をもち、**活用する能力**や**深く知識**を習得する
- 学校を取り巻く**新たな教育課題に対応できる力量**などがある。

夏季研修の特徴

特徴その1

- ・研修は自分の必要性に合わせ、個人が選択
- ・事前アンケートにより、担当が受講者のニーズを把握（講師と調整し、研修内容に反映）

特徴その2

- ・研修もアクティブラーニング化

特徴その3

- ・産官学と連携した先進的な専門研修の実施
- ・多様なニーズに対応するための研修



2 「子供たちに育みたい資質能力」と夏季研修について

戸田市の子供たちに育みたい資質・能力

戸田市が目指す「世界で活躍できる人間」の育成

- ① 世界に関心を持ち、**地球規模で未来を考える**ことができる子
 - ② 自分の力を他者や社会のために使いたいという意欲を持つ子
 - ③ 多様性を理解し、**他者と協働して問題の解決**に取り組める子

SDGs
の理念

グローバル力
(Global Skill)

日本だけでなく
世界で共通の基本能力

- = これからの変化の激しい時代を生き抜く力
- **21世紀型スキル** …変化への対応力
：課題解決能力、ITスキル、論理的思考力など
 - **汎用的スキル** …応用力と実践力
：知識・技能を現実の社会で使いこなす力など
 - **非認知スキル** …人間性と社会性
：やり抜く力、探究心、自己肯定感など

- ・戸田型PBL（プロジェクト型学習）の導入
- ・PEERカリキュラムを中心とした産官学民との連携による新たな学びの推進
- ・多様性理解を促すセサミストリート・カリキュラム など

異文化力
(Cross-cultural Skill)

他国と関わり
人や国をつなげる力

- = グローバル力を多様な社会で発揮できる力
- **地球規模の視野** …柔軟で幅広い視野
 - **多様性の受容力** …違いを受け入れる力
 - **異文化コミュニケーション力**
：語学力・会話力、自国や異文化の知識と理解

- ・英語力育成のための「3×ECプラン」
- ・香港日本人学校との連携による国際交流、イマージョン教育、PBL連携等
- ・オーストラリア、中国への中学生海外体験派遣事業 など

2 「子供たちに育みたい資質能力」と夏季研修について

グローバル力 (Global Skill)

日本だけでなく
世界で共通の基本能力

=これからの変化の激しい時代を生き抜く力

- **21世紀型スキル** …変化への対応力
: 課題解決能力、ITスキル、論理的思考力など
- **汎用的スキル** …応用力と実践力
: 知識・技能を現実の社会で使いこなす力など
- **非認知スキル** …人間性と社会性
: やり抜く力、探究心、自己肯定感など

教員研修

<PEERカリキュラムに関する研修>

- ・プログラミング教育研修会 …ベネッセコーポレーションとの包括連携協定による研修
- ・小学校英語活動指導法研修会…ALTとの連携による研修
- ・中学校英語担当指導法研修会…青山学院大学との包括連携協定による研修
- ・経済教育研修会…CEEジャパンとの連携による研修
- ・リーディングスキル研修会…国立情報学研究所との連携による研修

<新しい学びに関する研修>

- ・PBL研修会…インテル株式会社との連携
- ・戸田市MT（マスタートeacher）養成研修会…インテル株式会社との連携による研修

2 「子供たちに育みたい資質能力」と夏季研修について

グローバル力 (Global Skill)

日本だけでなく
世界で共通の基本能力

=これからの変化の激しい時代を生き抜く力

- **21世紀型スキル** …変化への対応力
: 課題解決能力、ITスキル、論理的思考力など
- **汎用的スキル** …応用力と実践力
: 知識・技能を現実の社会で使いこなす力など
- **非認知スキル** …人間性と社会性
: やり抜く力、探究心、自己肯定感など

教員研修

<学校組織マネジメント研修>

- ・カリキュラム・マネジメント研修会…様々な指導者に御講演いただき、
ピアレビュー等を行う（年間3回実施）
【対象：校長・教頭】
- ・カリキュラムコーディネーター研修会…各学校の学力向上プランや県学調の
分析方法について協議（年間3回実施）
【対象：主幹教諭、教務主任】

2 「子供たちに育みたい資質能力」と夏季研修について

異文化力

(Cross-cultural Skill)

他国と関わり
人や国をつなげる力

=グローバル力を多様な社会で発揮できる力

- 地球規模の視野 …柔軟で幅広い視野
- 多様性の受容力 …違いを受け入れる力
- 異文化コミュニケーション力

: 語学力・会話力、自国や異文化の知識と理解

教員研修

<地球規模の視野を育むための研修>

- ・ PBL研修会…インテル株式会社との連携

<多様性の受容力を育むための研修>

- ・ 小学校セサミカリキュラム研修会…セサミワークショップとの連携

<異文化コミュニケーション力を育むための研修>

- ・ 小学校英語活動指導法研修会・中学校英語担当指導法研修会…ALTとの連携
青山学院大学との包括連携協定による研修
- ・ プレゼンテーション研修会…フューチャーインスティテュートとの連携

2 「子供たちに育みたい資質能力」と夏季研修について

異文化力

(Cross-cultural Skill)

他国と関わり
人や国をつなげる力

=グローバル力を多様な社会で発揮できる力

- 地球規模の視野 …柔軟で幅広い視野
- 多様性の受容力 …違いを受け入れる力
- 異文化コミュニケーション力

: 語学力・会話力、自国や異文化の知識と理解

教員研修

<共生社会形成に向けたインクルーシブ教育構築のための研修会>

- ・ 授業等のユニバーサルデザイン化研修会…日本授業UD学会埼玉支部との連携
- ・ 特別支援教育研修会…LITALICO(リタリコ)との連携
- ・ペアレントトレーニング指導者養成研修会…LITALICO(リタリコ)との連携

<その他>

- ・ 考え、議論する道徳指導法研修会…日本道徳基礎教育学会との連携による研修

3 夏季研修のアンケート結果より

グローバル力 (Global Skill)

= これからの変化の激しい時代を
生き抜く力

研修会名	プログラミング 教育研修会	小学校 英語活動 指導法 研修会	中学校 英語指導法 研修会	経済教育 研修会	RS研修会	PBL 研修会	戸田市 MT養成 研修会
1 研修への 主体性	4.74	4.75	4.56	4.63	4.74	4.71	4.67
2 内容の 理解度	4.22	4.65	4.50	4.00	4.58	4.52	4.29
3 学校で の実践意欲	4.74	4.75	4.50	4.37	4.68	4.86	4.67
4 研修の 満足度	4.70	4.65	4.56	4.37	4.58	4.81	4.71
総合評価	4.60	4.70	4.53	4.34	4.65	4.73	4.58

3 夏季研修のアンケート結果より

異文化力 (Cross-cultural Skill)

= グローバル力を多様な社会で
発揮できる力

研修会名	PBL 研修会	小学校 英語活動 指導法 研修会	中学校 英語指導 法研修会	小学校 セサミカリ キュラム 研修会	プレゼン テーション 研修会	考え、議論 する道徳 指導法 研修会	授業ユニ バーサルデ ザイン 研修会	特別支援 教育 研修会	ペアレントト レーニング 指導者養成 研修 (理論)
1 研修への 主体性	4.71	4.75	4.56	4.92	4.65	4.71	4.92	4.50	4.77
2 内容の 理解度	4.52	4.65	4.50	4.46	4.85	4.81	4.92	4.55	4.77
3 学校で の実践意欲	4.86	4.75	4.50	4.77	4.75	4.90	4.92	4.58	4.92
4 研修の 満足度	4.81	4.65	4.56	4.77	4.65	4.86	4.88	4.58	4.92
総合評価	4.73	4.70	4.53	4.73	4.73	4.82	4.91	4.55	4.85

教育委員提案②

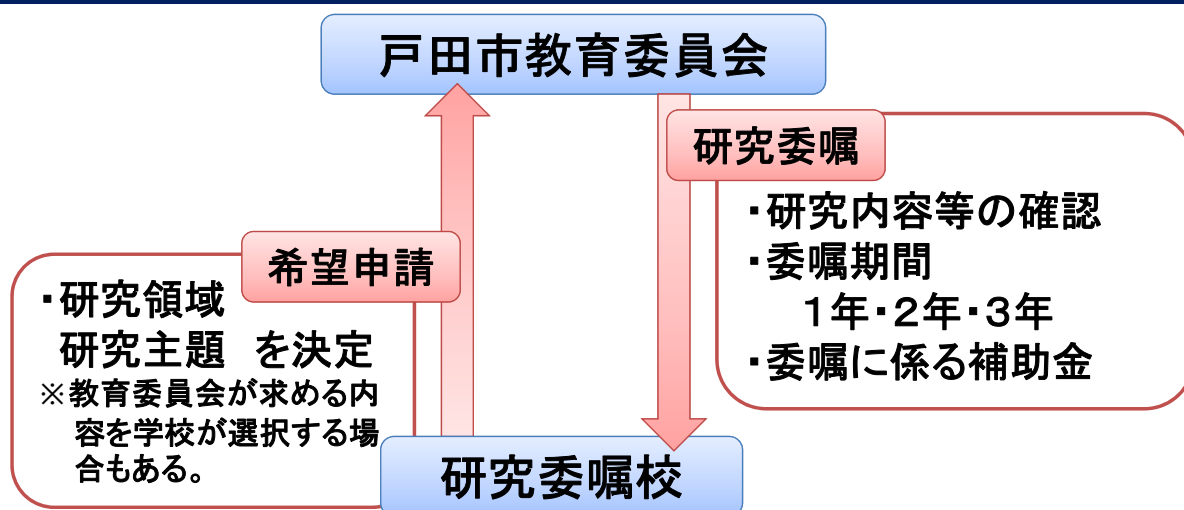
研究委嘱校の研究発表会 について

戸田市教育委員会
教育政策室

昨年度の発表校の様子



戸田市教委 研究委嘱に関する要項について



研究発表会について(原則 最終年度)

- 授業発表が原則
- 研究発表は、継続的な研究による指導方法の工夫・改善等を効果的に伝え、教職員の指導力の向上に資するものとする。



研究発表会の参加者について

戸田市教委委嘱の研究発表会

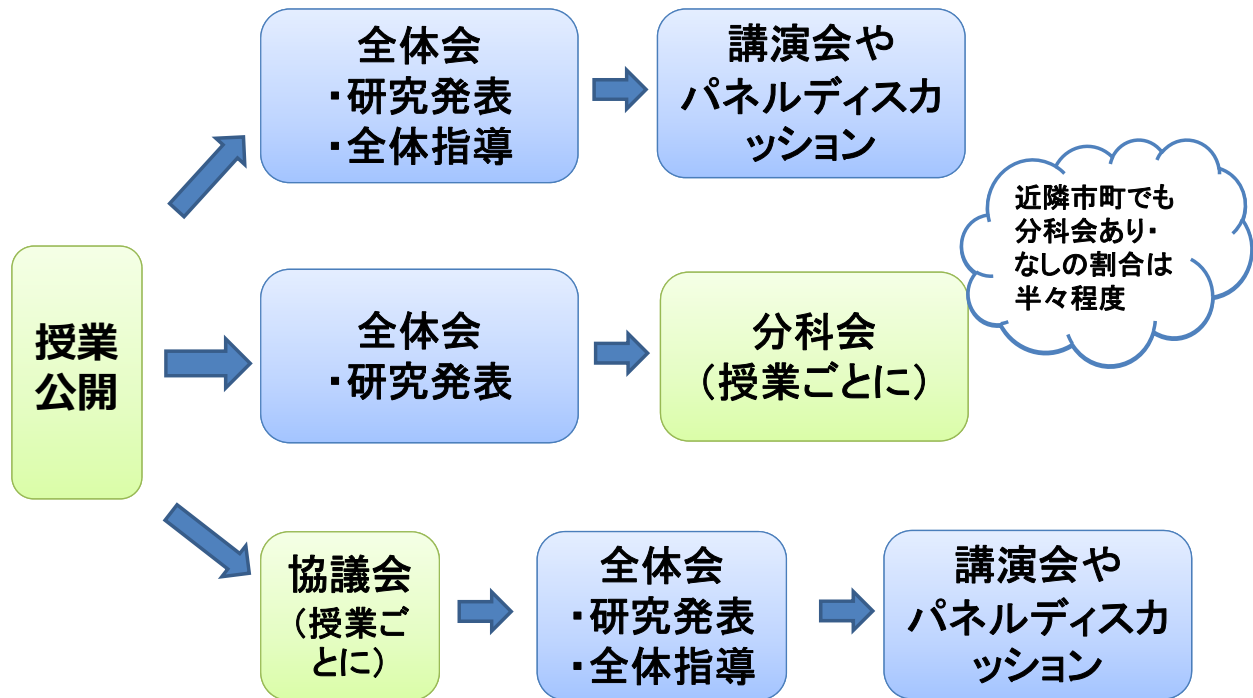
- 県内南部地区の教育事務所及び市町教育委員会指導主事
- 県内南部地区の市町立学校の教員等
- 市内各校の管理職及び教員
- ※その他、保護者・地域の方など希望者

国や県の研究発表会 ※県内の例

- 県教育委員会・義務教育指導課指導主事等
- 県内外の市町村教育委員会指導主事
- 県外の同指定・委嘱を受けた学校等の教員等
- 県内他地区の研究校の教員等
- 上に記載の教員等



代表的な研究発表会について



分科会もしくは講演を行うことについて

講演を行う主な理由

- ・新たな学び等、有識者から最先端の情報を得る機会となるため。

⇔ 分科会を行わない主な理由

- ・分科会運営に関わる教職員の負担を軽減するため。

分科会を行う主な理由

- ・各授業に関する具体的なフィードバックが得られるため。

⇔ 講演を行わない主な理由

- ・具体的な授業や子供の姿で協議を行いたいため。

研究発表会の効果について

教員の指導力の向上

・最先端で効果的な指導の在り方を追究する機会

児童生徒の学力の向上

・自己の授業のふり返し、授業を見合う機会

研究成果の共有

市内外の学校間で情報を共有したり、高めあったりする機会

学校の組織力の向上

チーム学校として共通理解し指導にあたる機会

学校研究が学校経営・授業改善の要



本市研究発表会の変遷

平成20年度

主に単教科の研究が中心

教科指導(4校)、道徳(2校)、生徒指導(1校)

平成25年度

道徳・特別活動や総合的な学習の時間の研究が増える

教科指導(5校)、道徳・特活(3校)、全教科・総合(2校)

令和元年度

他市に先駆けた研究発表

PBLやプログラミングなど、教科等横断的な研究が増える

教科指導(3校)、全教科・総合・PBL・プログラミング(6校)



今年度の発表校の概要について

学校名 発表日	研究教科等	研究主題	分科会	全体会 (講演者)
美女木小 10.3	外国語・外国語活動	いきいきと主体的にコミュニケーションを図ろうとする子の育成～グローバル化に対応した外国語・外国語活動を通して～ 最先端の外国語教育・遠隔授業	無	文部科学省 名誉所員 渡邊 寛治 様
戸南小 10.25	総合的な学習の時間 (プログラミング教育)	論理的に思考し表現する能力の育成 (プログラミング的思考を取り入れた新しい学びの実践)	意見 交流会	(株) 情報通信 総合研究所 平井 聡一郎 様
美笹中 11.7	全教科等	未来を切り拓く力を身に付けた生徒の育成(多面的な教育活動による学力向上の取組) N I E (Newspaper in Education) を活用	無	上越教育大学 准教授 阿部 隆幸 様
美谷本小 11.12	算数	心豊かに学び合い 未来を拓く児童の育成 ～主体的な学びを通して、やり抜く力を育む算数教育の推進～	有	共栄大学 教育学部 教授 濱本 一 様

今年度の発表校の概要について

学校名 発表日	研究教科等	研究主題	分科会	全体会 (講演者)
新曽小 11.19	生活・総合的な学習の時間 (セサミストリート・カリキュラム)	学び合い考えを深め、表現する児童の育成～教科横断的な教育課程の編成を通して～	ブース セッション	トークディス カッション
戸一小 12.11	プログラミング教育	豊かな関わりの中で、自ら学ぶ児童の育成	有	Intel 竹元 賢治 様他 ※校長含め鼎談
喜沢中 1.15	全教科等	「自らの未来を力強く切り拓く生徒の育成」～主体的・対話的で深い学びの追求～ SDGs (Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標) に係る取組	無	共栄大学 教育学部 教授 濱本 一 様
新曽北小 1.16	図画工作	思考力・判断力・表現力を発揮し、思いを伝え合う児童の育成 国立教育政策研究所委嘱 指導者 文部科学省教科調査官	有	文部科学省 教科調査官 岡田 京子 様
戸二小 1.30	全教科等 (生活科・総合的な学習の時間)	－ 動く － PBL (プロジェクト型学習) に挑戦	有	Intel 竹元 賢治 様、 札幌市立伏見小 朝倉一民 様

報告事項

令和元年第5回教育委員会(定例会)

令和元年9月18日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和元年9月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 1
- ② 中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について…………… 1 0
(学務課)
- ③ 子育て講演会の開催について…………… 1 1
(生涯学習課)
- ④ 「子ども大学とだ」の実施報告について…………… 1 2
(生涯学習課)
- ⑤ その他

令和元年9月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

三浦芳一議員（公明党）

1 防災・減災対策について

(1) 防災・減災対策の現状及び対策について伺う。

② 学校の体育館に設置予定のエアコンの機種や国庫補助等について。

→ 学校の体育館のエアコン設置については、夏期の猛暑時における体育の授業や部活動における児童生徒の体調管理を考え、全小・中学校に導入する方針とした。今年度は、中学校の体育館への設置について設計を進めているところである。

設置予定の機種については、工事期間やランニングコスト等を勘案し、通常のパッケージエアコンと輻射パネルを合わせたハイブリッド式エアコンの導入を予定している。

工事費に関する国庫補助金については、学校施設環境改善交付金を申請する予定である。交付金対象事業として採択された場合には、一校あたり600万円から800万円の補助金が交付される予定である。

また、避難所以外の活用については、体育館で行う様々な行事で利用できると考えている。

十川拓也議員（みらいの会）

2 戸田市の教育改革について

(1) 教育とテクノロジーを融合した新たな学びであるEdTechの推進について。

① EdTechの概要について。

→ EdTechとは、教育を表すEducation（エデュケーション）とTechnology（テクノロジー）を組み合わせた用語であり、学習にICT機器を活用することに加え、AIやビッグデータ等を活用したエビデンスベースの教育や教師の働き方改革につながるものまで幅広い取組を示すものである。今後、教育にイノベーションを起こすものとして、国の第三期教育振興基本計画においても示され、全国的に注目されている。国においては、AIを搭載したドリル教材による公正に個別最適化された学習や、遠隔教育、校務支援システムによる業務の効率化などを推進している。これらは、現状としてモデル地域等での実践を集めている実証の段階である。

② 本市の取り組みについて。

→ 本市においては、大きく三つの取組を実施している。

一つ目は、市内各小・中学校に導入した約3,000台の学習者用パソコンを活用したデジタル学習コンテンツによる授業のアクティブ・ラーニング化である。例えば、教師用のデジタル教科書を教室の大型モニターに映し、動画等を提示して子供の興味・関心を高めたり、学習支援システムを活用して考えを共有したり、一人一人がプレゼンをしたりするなど、EdTechにより日々の学びの改革が着実に進んでいる。

二つ目は、AIを搭載したドリル教材による一人一人に最適化された学びの推進である。このドリル教材は、子供が問題を解き進める中で、AIがその理解度を分析し、学習状況に応じて次の問題や必要な解説を提示するものである。現在のところ、小学校で放課後に実施の「とだっ子学習クラブ」を中心に活用しており、基礎的基本的な知識の定着が図られている。

三つ目は、Web会議システムを活用した遠隔教育や遠隔研修の実施である。昨年度から、市内小学校が香港日本人学校との遠隔による授業交流を開始し、両校が互いの地域の特色について英語でコミュニケーションをとるなどの取組を実施している。また、企業と学校とを結び、最先端の知識を学ぶための教員研修の実施や他自治体との連携による教員研修の共有などを行っている。

今後、国の実証研究や先端技術の進歩などをいち早く取り入れ、全国約1,800の自治体のフラッグシップとなりEdTechのさらなる推進に取り組んでいく。

(2) 汎用的な基礎的読解力であるリーディングスキルについて。

① リーディングスキルの概要について。

→ リーディングスキルは、国立情報学研究所を中心として研究が進められており、汎用的な基礎的読解力と言われている。具体的には、教科書や新聞、マニュアル、契約書などに書かれている文章の意味を、迅速かつ正確に読み取ることができる能力のことである。現在、あらゆる分野でAIの活用が進んでいるが、現在のところAIでは文章の意味を理解することはできず、リーディングスキルは、AIでは代替することのできない不可欠な力と言われている。

また、リーディングスキルについては、国の会議でも取り上げられるなど、その重要性については、全国的に注目されている。

この力を測定する方法の一つとしては、リーディングスキルテストがある。この

研究の代表者は、「ロボットは東大に入れるか」で有名な人工知能プロジェクトのリーダーも務めた国立情報学研究所の新井紀子教授で、新井教授の著書である「AI vs 教科書の読めない子どもたち」を読まれた方も多いかと思うが、この著書の中で、全国的なリーディングスキルテストの結果から、子供たちは教科書程度の文章を予想以上に意味を正しく理解して読めていないことが示されている。なお、このテストの問題作成には、本市の教員も協力し、約400問を作成している。

② 本市の取り組みについて。

→ 本市では、これからの時代に必要な力を身に付けさせるため、「ピアカリキュラム」に取り組んでいる。リーディングスキルの育成はその中の一つで、「すべての生徒が中学校卒業段階で、教科書を正しく読めるようにする」ことを目指し、平成28年度からリーディングスキルテストを実施している。現在は、市内すべての小・中学校において、毎年小学校6年生から中学校3年生までの児童生徒がコンピューターを用いて受検している。

このような本市における取組は、報道等でも発信されており、これまで50を超える自治体から視察を受けている。

林冬彦議員（令和会）

1 首都直下地震発災後に想定される帰宅困難者対応に関する事項について

戸田市から市外へ通勤・通学・その他で移動している人や、市外から戸田市に来ている人など、首都直下地震発災により帰宅困難者になると思われる方を想定しての、戸田市の方策の現状並びに今後に向けての取り組みなどについて、問う。

(4) 保護者が帰宅困難者になったことで、発災後数日間、保護者が引き取りに来ることが難しい子供たちの保護体制(小中学校・幼稚園・保育園・学童保育室)について。

→ 小・中学校では児童生徒の在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合には、2次避難完了後に保護者への引き渡しによる下校とするよう、各学校の防災マニュアルに定めている。

各学校では毎年、引き渡しを行う保護者等を一覧にした名簿を作成し、迎えに来た保護者等へ確実に児童生徒を引き渡す訓練を実施している。

議員指摘のとおり、保護者が帰宅困難になることも想定し、名簿作成時には、保護者だけではなく親戚、近所の知人などを第2、第3の引き取り者として設定していただいている。

それでも、数日間にわたり児童生徒が学校に残留する状況も想定されるが、各小中学校は、避難所としての機能を有し、毛布や水、非常食なども十分に保管しているため、保護者等に引き渡すまでは、児童生徒を学校で保護することとしている。このことについては、日頃より保護者に周知している。

今後は、各学校におけるコミュニティスクールにおいても大規模災害時の地域との協力体制等について情報提供するなどして、地域とともにある災害対策の取組をすすめていく。

竹内正明議員（公明党）

2 SNSによる教育相談について

8月からいよいよSNSによる教育相談がスタートした。子供たちの悩みや不安を吸い上げるために大変重要な取り組みであると考えます。以下伺う。

(1) 実施状況について。

→ 本事業は、3月議会での質疑答弁のとおり、市内小・中学校に通う全児童生徒を対象として、SNSによる相談窓口を開設し、専門の資格を有する相談員が双方向で様々な悩みに対応するものである。

実施状況は、児童生徒が悩みや不安を抱えやすい夏季休業中の8月1日から開始し、相談しやすい夕方から夜間の時間帯で9月25日まで試験的に行っている。周知方法としては、全児童生徒へQRコードを記載したリーフレットを夏季休業前に学校より配布した。それに加え、全児童生徒配布の教育広報とだへの掲載や教育委員会のホームページやフェイスブックなどにおいても掲載し、広く周知しているところである。

相談開始から8月22日段階で、登録者数45件で、相談件数は16件である。主な相談内容としては、友人関係のトラブルや悩みに関するものが最も多く、次いで学校や学習に関する事、家庭や家族に関する事であった。現在のところ、相談してきた児童生徒は相談員とやりとりをするなかで満足したり、自分の学校のカウンセラーにも相談してみようと考えたりして、悩みや不安を解決する方向性を見つけて相談を終了しているものと認識している。

(2) 今後の方向性について。

→ いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、問題の

深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題となっている。

国においてもSNS等を活用した相談体制の構築について、平成30年3月末の最終報告で、全国展開の可能性も含めて今後も検証をしていくことが示されている。

本市においても、今回の試験的導入を踏まえ、相談体制のより一層の充実に向けて、相談対象の範囲や受付期間や時間など、総合的に検証を進め、次年度の実施について検討していく。

三輪なお子議員（公明党）

1 発達障害の早期発見と早期支援について

(1) 発達障害の早期発見の取り組みを伺う。

① 乳幼児健診・就学時健診について。

→ 教育委員会では、子供一人一人の多様なニーズに応じた教育を行うため、議員指摘のとおり、発達障害を早期に発見し、適切な支援を継続的に行うことが大変重要であると考えている。

本市では、就学前年度の10月に各小学校で行う就学時健康診断に先駆けて、小学校、幼稚園、保育園、福祉、医療機関などと幅広く連携を図り、4月の早期から毎月就学相談を実施している。これまで、就学時健康診断後に保護者が初めてお子さんに関する発達の課題を伝えられ、入学前のわずか数ヶ月で就学先を決定するといった課題があった。早期の相談を開始してからは、これまで以上に保護者の方々に寄り添うことができ、お子さんの就学に際しての不安をやわらげることに大きく役立っている。

早期の就学相談の周知に関しては、幼稚園や保育園と連携し、就学する前々年度に相談会の案内を配布している。その後希望する保護者向けに全体の説明会や個別の面談を行っている。

また、教育センターの就学担当者が市内の幼稚園や保育園を訪問して園児の集団での様子を観察したり、臨床心理の専門員による面談や発達検査を実施したりすることで、より多角的に早期発見につなげている。

今後も福祉部やこども青少年部との連携はもちろんのこと、産官学民との連携を充実させ、発達障害のあるお子さんの早期発見・早期支援に努めていく。

(3) 早期支援の取り組みを伺う。

② 市内小学校で行われている親子関係をよくしたり、保護者のストレスを減らしたりするための「ペアレントトレーニング」について現状を伺う。

→ ペアレントトレーニングとは、発達障害の有無に関わらず子供の発達促進や行動改善を目的として、保護者が家庭での子供との関わり方を学ぶプログラムであり、保護者が子供を叱る回数が減るなどの効果が先行研究を通して実証されている。

昨年度本市では、共同研究先の企業が開発した学校版ペアレントトレーニングプログラムの研修を受けた教師が講師となり、「子育て学習会」を市内7校で実施した。教師が学校でペアレントトレーニングを実施することは全国的にみても極めて稀であり、教師の指導力向上につながるプログラムであると認識している。保護者50名以上が参加し、「ほめ上手」「整え上手」「伝え上手」の3つのプログラムで、それぞれ子供への良いほめ方、環境調整の仕方、具体的な伝え方を学んだ。事後調査では子育てストレスの軽減などの効果がみられ、保護者からは「叱らなくてもよくなり、自分が楽になった」、「知り合った保護者からもよいアイデアをもらった」等の感謝の声が多数届いた。また、実施する教師にとっても効果的に指導力向上ができるものと認識している。

本年度も既に4校の小学校で同様のプログラムを実施し、計18名の保護者が参加した。また、昨年度の課題を踏まえ、より個々の保護者の状況やニーズに応じた支援を行うプログラムの導入を進めている。今後はペアレントトレーニングを実施できる教師を増やししながら、プログラムの拡充をしていく予定である。

酒井郁郎議員（戸田の会）

1 小中学校におけるプールの建てかえ問題と、プール授業の実施方法について

(1) 小中学校の建てかえが進んでおり、プール施設についても各学校で建てかえ方法が検討されている。一方、公共施設や民間スポーツジムのプールをプール授業の場として利用することで、多大なメリットが見込まれる。建てかえ以外の方法を選択肢として検討してはどうか。

→ 戸田第一小学校については、老朽化による建て替えの方針が決まり、昨年度、地域の方、学校関係者、教育委員会等で構成する建て替え準備委員会を設置し、基本計画を策定した。今年度は、基本設計を行っているところである。プールについては、1,000人を超える児童を擁する学校であり、できるだけグラウンドを広く確保

する必要があること等を検討し、校舎の屋上に設置する案となっている。

議員提案の外部プールの利用については、貴重な提案であると感じているが、提案のあった海老名市と本市では、公営の温水プールの施設数など、環境面でも違う状況がある。

本市では、民間プールが駅前等にある他、来年度、スポーツセンターの屋内プールがリニューアルオープンする。そのような本市の環境下で、プール側の受入れ体制、授業としての指導や評価、移動に関する問題など、子供たちの安全・安心を確保した上で授業が実施できるかなど、様々な課題について検討したいと考えている。

2 小中学校における教育効果の向上について

(1) タブレットの活用により、教育効果の向上や教職員の働き方改革の推進を。

→ まず、学校におけるICT環境整備に関する国の動向については、文部科学省では2017年12月に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」として2018年度から2022年度までの目標を策定しており、これが現時点の目指すべき計画となる。そこでは、大きく6つの柱が示され、①学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備、②指導者用コンピュータを担任に一人1台、③大型提示装置などを100%整備、④超高速インターネット及び無線LANを100%整備、⑤統合型校務支援システムの100%整備、⑥ICT支援員を4校に一人配置、を目標の水準としている。なお、学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備というのは、各クラスで1日1授業分は、一人1台環境を可能とする水準として示されているものである。また、文部科学省は今年の6月に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を策定し、2025年までの方向性を示している。この方策の過程において現場を代表して、戸ヶ崎教育長もかかわっている。

本市の導入状況としては、タブレットとして活用できる学習者用コンピュータを、昨年度小学校に2,000台、今年度中学校に1,000台導入することから、先ほどの文部科学省の目標を6項目すべて達成する。全国的に整備が遅れているため、本市の状況は大変注目されている。なお、小学校に導入したコンピュータの活用状況については、昨年度8月に導入時から右肩上がりに使用率が高まっており、活用状況は良好であると捉えている。

本市では、これらの環境を活かして、デジタル学習コンテンツなどを活用した授業のアクティブ・ラーニング化などを進めている。しかし、授業を行うにあたって

は、一律に全ての時間で学習者用のコンピュータを必ず使用するということではなく、指導内容に合わせて一人1台やグループに1台など、効果的に使用するよう努めている。

なお、先ほど述べたように文部科学省では学習者用コンピュータは3クラスに1クラス分程度を目標に掲げているが、教育再生実行会議などにおいては、将来的には「一人1台専用」の学習者用コンピュータの整備を求めている。議員指摘の一人1台環境が効果的・効率的であるのは、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた公正に個別最適化された学びにおける活用であると捉えている。そのために現在、一人1台環境における学習コンテンツなどの研究も国や民間の総力を結集して進められているが、個別化されて最適化まではされておらず、まさに研究の途中であると捉えている。このような中、本市は他の自治体に先駆けて産官学と連携した実証研究を進めており、先ほどの教育再生実行会議をはじめ、国の諸会議においても、戸ヶ崎教育長が戸田市の実践例を紹介したり、意見を述べたりしている。なお、このことは、議員指摘の教師の働き方改革にもつながるエビデンスが明らかになる可能性もある。

これらのことを鑑み、現状として、本市の状況は十分なICT環境であり、引き続き導入した機器を効果的に活用しながら、より適切な使用方法の研究を進めていく。今後については、各学校での取組が進展していく中で、タブレットの需要が増加してくることが想定される。長期的な視野に立ち、一人1台に向けた環境整備を進めていくことは、タブレットの学校での管理、通信回線、情報セキュリティリスク、更には高額な費用の投資が必要になってくるため、市長部局と十分に協議をしながら、総合的に勘案して進めていく。

3 熱中症対策について

(1) 戸田市立小・中学校熱中症予防方針について。

→ 本市の小・中学校では、他市町に先駆けて昨年8月に策定した方針のもと、各学校では子供の健康観察を徹底したり、こまめに給水時間や休憩時間を設定したりするなど、適切に対応していることから、今年度は、現在のところ熱中症による救急搬送はない。

矢澤青河議員（戸田の会）

1 スマートフォン等の施策について

2018年にはシニア層のスマートフォン利用率は6割を超え、国によるキャッシュレス決済の推進など、さらなる社会のデジタル化が進められている。

(1) シニア層へのスマートフォン等の支援について。

→ 市内の3つの公民館において、毎月1回、シニア層を含め市民が自由に参加できるパソコン相談事業を実施している。事業内容は、パソコン、スマートフォン、タブレット等に関する基本操作等の質問や相談に対応するものである。なお、当該事業は、昨年度までは下戸田公民館のみの開催であったが、今年度からすべての公民館に拡大して実施している。

また、今年度は、公民館の新規講座として、SNS入門・体験コースや、タブレット入門コースなどを開設した。

報告事項②

中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について

各中学校通学区域外受入予定定員数は下記のとおりとなります。

記

各中学校 通学区域外受入予定定員数

戸田中学校	35人
戸田東中学校	35人
美笹中学校	35人
喜沢中学校	20人
新曾中学校	25人
笹目中学校	30人

戸田市民大学開講10周年

令和元年度 市民大学認定講座

家庭教育学級「子育て講演会」



演題 家庭に潜む優しい虐待

～子どもの心と体を傷つけない子育てとは～



講師 ジャーナリスト

いしかわ ゆうき

石川 結貴 氏

《プロフィール》

家族・教育問題、青少年のインターネット利用、児童虐待などをテーマに取材を行う。著書『スマホ廃人』では、スマホやネットがもたらす数々の社会現象を追い、利便性の背後にある新たな問題を提起。また、『ルポ、居所不明児童－消えた子どもたち』は、貧困や虐待の問題を抱えたまま放置される子どもの実態を報告、大きな反響を呼んだ。

複雑化する家族の現状、子どもに起きている異変、学校と保護者の関係づくりなど、机上論ではなく具体論を提示し、子育てについて考えていきます。

日時 令和元年10月9日(水) 午前10時30分～12時
(受付:午前10時～)

会場 新曽公民館 ホール(新曽福祉センター:所在地 新曽1395)

対象・定員 市民の方 30人(市内小中学校PTA会員の参加有り)

託児あり ※先着順につき、定員に達した場合は受付を修了します。

申込 先着順。電話・メール・FAXにて下記まで。

※9月2日(月)から申し込みを開始します。託児登録のため9月20日(金)で終了します。

参加費 無料



生涯学習マスコット マナビ

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課(戸田市民大学事務局)

電話 048-441-1800(内線、342、308)

FAX 048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

令和元年度「子ども大学とだ」実施報告

1. 内容及び日時等

	内容	日時・会場
①	入学式	7/13 (土) 9:30~12:15 会場：美笹公民館（西部福祉センター） ①入学式： 9:30~ 9:50 ②講義1：10:00~11:15 ③講義2：11:25~12:15
	講義1「戸田市の過去・現在・未来を学ぶ」 講師：戸田市生涯学習課・政策秘書室・教育政策室の職員	
	講義2「埼玉で開催！東京2020オリンピック・パラリンピック」 講師：埼玉県オリンピック・パラリンピック課職員	
②	戸田市サイエンスフェスティバル2019 講師：大学の先生、企業の方々、学芸員、小学校の先生他	7/20 (土) 12:45~16:00 会場：戸田市立芦原小学校
③	講義 パソコン講座「プログラミング体験」 講師：特定非営利活動法人戸田市ITボランティアの会	7/31 (水) ①9:30~11:30 又は ②13:30~15:30 会場：美笹公民館（西部福祉センター）
④	青山学院大学キャンパスツアー 講義1「「色」ってなんだろう？ブドウジュースは あかいろ？みどりいろ？」 講師：青山学院大学教授 長谷川 美貴 先生	8/3 (土) 8:00~15:30 訪問先：青山学院大学 青山キャンパス 集合場所：美笹公民館(西部福祉センター)
	講義2「パイプオルガンコンサート」 講師：大学オルガニスト 松浦 光子 先生	
⑤	講義1「夢に向かってチャレンジ」車いすラグビー体験 講師：車いすラグビーパラリンピック 元日本代表 三阪 洋行 氏	8/5 (月) 9:00~12:10 会場：美笹公民館（西部福祉センター） ①講義1： 9:00~10:30 ②講義2：10:40~11:40 ③修了式：11:50~12:10
	講義2「海外の文化・習慣のお話」 講師：戸田市国際交流協会講師 峰岸 トヨコ 氏	
	修了式	

2. 対象 市内小学4~6年生

3. 応募者 57名（定員34名のため、抽選により参加者を決定）

4. 参加者 33名（途中、家庭の事情による1名辞退により1名減）

5. 総括 戸田市と青山学院大学との包括協定による、青山学院大学への訪問は、今年度より大学教授による講義を実際の大学の教室で受講できるようになり、子ども大学という名にふさわしい魅力的な内容となった。また今年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックの前年にあたることから、テーマをオリンピック・パラリンピックに重きを置きカリキュラム構成できたことは、子どもたちの学習の幅を広げ、好奇心を高めるといふ趣旨に沿っていたと感じる。小学生が夏休みを利用して、学びの楽しさを知り、併せて、知的好奇心を高めることをねらいとしているが、アンケートにもあり、受講した子供たちの満足度は総じて高かった。学校では体験出来ないような講義に、子ども達一人ひとりが主体的に興味を持って臨めたことは、子ども大学の目的が、十分に達せられたと言える。併せて、保護者アンケートでは、「子ども大学の講座内容が充実している」という意見が多く、保護者からの観点でも満足度が高い事業であったと推察できる。

「子ども大学とだ」実施の様子

○7月13日（土）入学式



1

○7月13日（土）

講義1「戸田市の過去・現在・未来を学ぶ」



2



○7月13日（土）

講義2「埼玉で開催！東京2020オリンピック・パラリンピック」



○7月20日（土）

サイエンスフェスティバル



3

4

○7/31(水) 講義
パソコン講座「プログラミング体験」



5

○8/3(土) 青山学院大学キャンパス訪問
講義『「色」ってなんだろう？ブドウ
ジュースはあかいろ？みどりいろ？』



6

キャンパス見学



パイプオルガンコンサート



7

8



9

○8/5 (月)
講義1「夢に向かってチャレンジ」



車いすラグビー体験



10

○8/5 (月)
講義2「海外の文化・習慣のお話」



11

○8/5 (月) 修了式



12

【参加者アンケートの結果】

《参加者の満足度》

（「大変良かった」と「良かった」を合わせると97%で満足度は総じて高い）

- ・ 大変良かった…15人（58%）
- ・ 良かった…10人（39%）
- ・ ふつう…1人（3%）
- ・ あまり良くなかった…0人（0%）
- ・ 良くなかった…0人（0%）

《参加者からの感想》

- ・ 子ども大学で普段できない貴重な体験ができました。とても楽しかったです。
- ・ 青山学院大学のキャンパス訪問がとても貴重な体験だった。また参加したいです。
- ・ 青山学院大学や車いすラグビー体験をして、色々な人と触れ合えて良かったです。
- ・ 車いすラグビーでのタックルがすごかったし、楽しかったです。

《保護者からの感想》

- ・ 親がなかなかさせてあげられないことを企画して頂き、子供にとって本当に良い経験になりました。色々丁寧にご対応頂きありがとうございました。子供には良い経験でした。
- ・ キャンパス訪問は、とても楽しかったと話してくれました。いつもとは違う体験ができて良かったです。
- ・ 最初は知り合いもいなかったのですが、大丈夫か心配でしたが、様子を見ていたら親が心配するより子どもの方が馴染んでいたのが安心できました。一生懸命にメモを取り、聞いていたので、いろいろな事に関心をもっと広げて持ってもらえると嬉しいです。
- ・ 初めての参加ですが、とても楽しくて、大学見学をした後に、話題が止まらないです。職員たちのお世話を感謝いたします。
- ・ 親ではできない体験をさせていただきありがとうございました。初めて大学という所を体験して「自分もこんな大学に行きたい」と考えるきっかけになったみたいです。